

令和3年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《議案補充説明》

1 【議案第147号】

三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案
について 1

2 【議案第158号】

財産の処分について 3

《所管事項説明》

- 1 「三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について 5
- 2 障がい者スポーツの推進について 14
- 3 子ども条例に基づく取組について 17
- 4 各種審議会等の審議状況の報告について 22

《別冊》

- ・（別冊1）「三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）
- ・（別冊2）民生委員・児童委員に対するひきこもり実態調査報告書（概要版）
- ・（別冊3）地域包括支援センター等に対するひきこもり実態調査報告書

令和3年12月17日
子ども・福祉部

1 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正に伴い、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」の関係規定を整理するものです。

2 改正内容

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部改正による号ずれに伴い、同法を引用している箇所について所要の修正を行います。

3 施行期日

公布の日

【参考】

○三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。） <u>第二条第九号</u> の特定道路をいう。）、特定公園施設（ <u>法第二条第十三号</u> の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。	四 特定施設 公共的施設のうち、特定道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下この号及び第二十一条において「法」という。） <u>第二条第十号</u> の特定道路をいう。）、特定公園施設（ <u>法第二条第十五号</u> の特定公園施設をいう。）その他の特に障害者、高齢者等が日常生活又は社会生活を営む上で整備することが必要な施設として規則で定めるものをいう。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>九 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。</p> <p>十三 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>十 特定道路 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める道路法による道路をいう。</p> <p>十五 特定公園施設 移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設をいう。</p>

2 財産の処分について

1 処分の経緯

三重県知的障害者福祉センターはばたき（旧知的障害者更生相談所）は、相談機能と入所支援機能を併せ持った一体型の施設として、平成 11 年に設置されたものです。

平成 19 年 3 月に同センターが廃止となったことから、同年 4 月以降、公募により選定された社会福祉法人おおすぎ（以下「当該法人」という。）が、県内で不足する強度行動障がいのある方などを受け入れる障がい者支援施設等として活用してきました。

平成 29 年度に行った県有施設の見直しにより、当該施設にかかる土地・建物は売却処分する方針で当該法人と協議を進めてきたところ、当該法人が先進的・模範的な施設運営を行っていること、財産取得後も障がい者支援施設等として継続運営する旨の意向を示したことなどから、売却先を当該法人とすることが県の障がい福祉の推進に寄与すると判断し、手続きを進めるものです。

2 売払いの状況

当該法人とは、不動産鑑定書 2 通をもとに県の公有財産評価会議で決定した評価額に消費税及び地方消費税相当額を加算した 313,761,680 円で仮契約を締結しています。

（単位：円）

	価格	内訳	
		土地	建物
評価額	305,991,800	228,293,000	77,698,800
消費税及び地方消費税相当額	7,769,880	—	7,769,880
売払価格	313,761,680	228,293,000	85,468,680

3 国庫補助金について

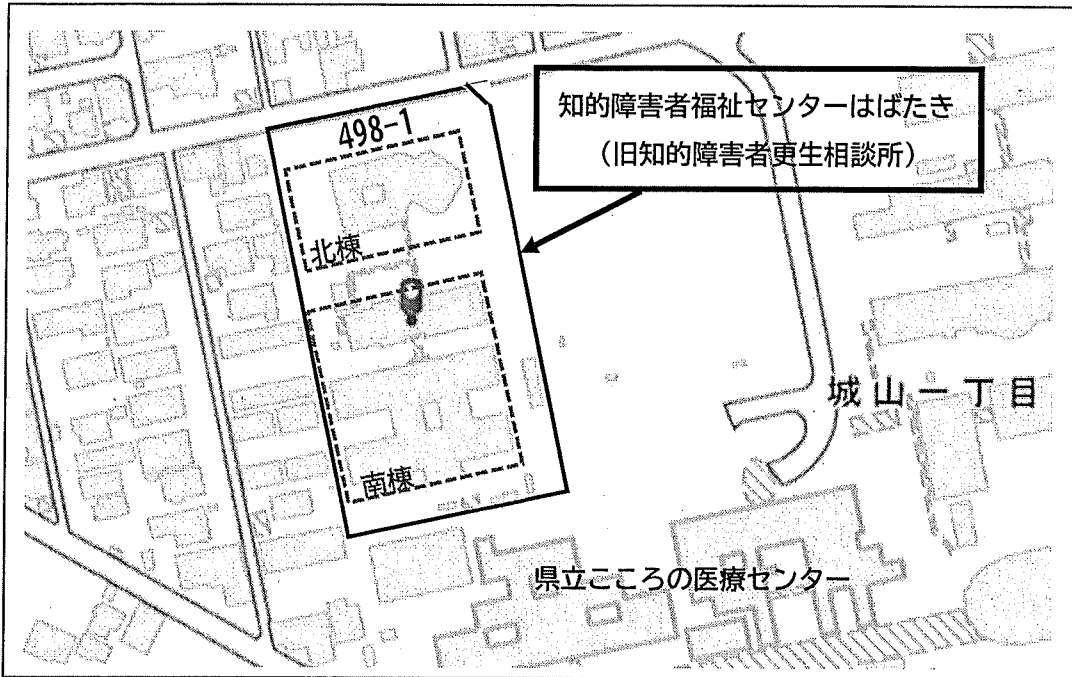
本施設の整備にあたり、平成 9 年度及び平成 10 年度に社会福祉施設等整備費補助金を充当していたことから、今回の処分については、「補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）」に基づく手続きを行い、厚生労働省から有償譲渡の承認を得ています。

なお、財産処分にかかる納付金についても 12 月補正予算に計上しています。

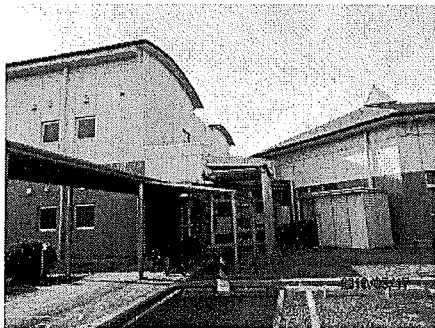
4 今後の対応

本議案の議決後、当該法人と契約を締結し、年度内に譲渡します。

位置図



津市城山一丁目 498 番 1 土地：7,356.40 m²



北棟 1階：566.09 m²、2階：308.37 m² 延べ：874.46 m²



南棟 1,675.44 m²

(建物面積計 2,549.90 m²)

1 「三重県ひきこもり支援推進計画」中間案について

～誰もが自分らしい生き方を選択できる社会の再構築（リ・デザイン）をめざして～

1 計画の位置づけ

「三重県ひきこもり支援推進計画」は、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に向けた施策の方向性などを明らかにした計画です。

このたび、「三重県ひきこもり支援推進委員会」および「三重県ひきこもり対策検討会議」等の議論をふまえ、中間案をとりまとめました。（別冊1のとおり）

2 計画（中間案）のポイント（骨子案からの変更点）

（1）ひきこもり支援に係る現状と課題（別冊1 7～15、19ページ）

本年度実施した「民生委員・児童委員へのアンケート調査」および「地域包括支援センター等へのアンケート調査」の主な結果概要、ひきこもり経験者や家族会への意見聴取の結果について追加しました。（別冊2、3参照）

また、「支援機関とその役割」について、「保健センター」および「在宅介護支援センター」を追加しました。

（2）取組方向（別冊1 28、30～34ページ）

「基本的な取組の方向性（施策展開の柱）」の6つの柱に沿って、具体的な取組の方向性を整理しました。

① 情報発信・普及啓発

○ひきこもりに関する正しい理解の促進

・県民の皆さんのひきこもりに対する誤解や偏見を解消するため、本計画の周知とともに、ひきこもりに関する正しい理解を深める啓発活動などを進めます。また、普及啓発にあたっては、民間事業者等への働きかけを行うとともに、講演会の定期的な開催など効果的な取組を行います。

○支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

・ひきこもり当事者やその家族が、相談窓口や支援に役立つ情報を必要な時に適切に得ることができるよう、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的な情報発信を行います。また、ひきこもり当事者やその家族の置かれている状況をふまえ、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信についても検討します。

・就職氷河期世代のひきこもり当事者やその家族に対して、SNSを活用したきめ細かな情報発信を行います。

○市町における相談窓口の明確化・周知等の促進

・ひきこもり当事者やその家族が安心して支援機関につながり、適切な支援が受けられるよう、全ての市町において、ひきこもり相談窓口の明確化・周知および市町プラットフォームの構築が行われるよう、市町への働きかけ等を進めます。

② 対象者の状況把握・早期対応

○対象者への早期対応（潜在的な当事者へのアプローチも含む）

・ひきこもり状態が長期化することのないように、ひきこもり当事者を早期に把握し、適切な支援機関につなげるための仕組みづくりを進めます。そこで、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制の充実に向けて、複数市町などが連携した事例検討等の場の提供を行います。

・義務教育修了後進路が決まらなかったり、進学しても中退したり、就職しても退職するなどにより、ひきこもり状態が長期化することのないよう、潜在的な当事者を早期に把握し、適切な支援機関につなげるための取組を進めます。

・「8050問題」にみられるように、ひきこもり当事者の生活が成り立たなくてからしか表面化しない問題に対しても、困難な状態に陥る前の早い段階で把握することができる支援体制を検討します。

・地域包括支援センターや在宅介護支援センターが高齢者への支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握した際に、適切な支援窓口につなげられるよう、ひきこもり支援窓口を周知するなど、地域包括支援センター等への働きかけを進めます。

○適切なアセスメントの推進

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談支援者向けの「ひきこもり相談支援マニュアル」（平成27年3月）の策定以降の経験・実践、新たな課題等をふまえて、本マニュアルを改めて見直すとともに、多くの支援者に積極的に活用していただけるよう周知、啓発を進めます。

○教育相談の実施

・子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心に専門的な教育相談を実施します。

③ 家族支援

○家族への相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者の家族への専門相談を行うとともに、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ「家族教室」や家族同士の交流を中心にした「家族のつどい」を実施します。

- ・家庭内暴力が予想される場合の適切な対処法について、ひきこもり当事者の家族や支援者への周知を進めます。
- ・ひきこもり当事者やその家族は、生活上さまざまな不安を抱えており、その不安につけ込もうとする悪質な事業者による消費者被害に遭うおそれがあることから、支援機関が家族から消費者トラブルに関する相談を受けた場合に、消費生活センター等と連携した支援を行います。

○家族会への支援

- ・県内で開催されている家族会の主体的な活動を活性化するため、家族会の支援に向けた取組を検討していきます。

④ 当事者支援

○当事者への相談支援

- ・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者への専門相談を行うとともに、ひきこもりの背景に精神障がいや発達障がいの疑いがあるケースの場合には、ひきこもり当事者を適切な医療機関へつなぎ、専門的な医療支援を受けられるようにサポートします。
- ・高校生段階で不登校や休学、中途退学により学校と関わりが希薄となる子どもたちの社会的自立を促進し、将来的なひきこもりにつながらないように、学習支援や自立支援を行う県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組みます。

○アウトリーチ（訪問型）支援の充実

- ・三重県ひきこもり地域支援センターに支援員を配置するとともに、多職種連携チームを設置し、支援や介入の必要性の判断が困難であり、より高い専門性が求められるひきこもり当事者への訪問支援を充実します。
- ・精神科医療を必要とするひきこもり当事者に対して、アウトリーチチームによる医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する訪問支援を進めます。
- ・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援を進めます。
- ・教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門的見地からの支援や相談を行うとともに、不登校支援アドバイザーの助言を得ながら、不登校児童生徒への訪問型支援に取り組みます。

○当事者会の設置に向けた支援

- ・県内にはひきこもり当事者同士で自由に交流できる場や機会がないことから、当事者会の設置に向けた働きかけを進めます。

⑤ 社会参加支援

○集団の場への参加支援

- ・社会参加への最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会を提供する「居場所」づくりについて、デジタル技術の活用を含め、市町等と連携した取組を進めます。また、「居場所」づくり等を通じて、ひきこもり当事者の支援ニーズに基づき、多様な経験や体験活動等を選択できる機会や場を提供していくことも検討します。

- ・地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂をつなぎ、さまざまな支援機能をもった子どもを支える居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援します。

- ・学校外においても、不登校の状況にある子どもたちが安心して過ごせる居場所を確保し、社会的自立に向けた取組を充実させるとともに、学校とフリースクールなどの民間施設との連携を深め、民間施設が実施する体験学習等への支援を行います。

○段階的・継続的な社会参加への支援（就労支援も含む）

- ・ひきこもり当事者が就労につながるための、一歩手前の試行的な就労の練習や訓練の機会、場を提供するための取組を検討します。

- ・生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業について、三重県生活相談支援センターが県福祉事務所と連携し、事業所の開拓等を進めるとともに、市町に対して積極的に取り組むよう働きかけます。

- ・発達障がいや精神障がいのあるひきこもり当事者に対しては、ニーズに応じて障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスや生活支援に係る福祉サービス等の利用につながるよう、市町に対して働きかけます。

- ・地域若者サポートステーションをはじめ、農福連携に取り組む福祉事業所や農業者等と連携し、ひきこもり経験があるなど生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、実証事業で策定した「農業就労促進プログラム」を活用した就農体験を促進するとともに、体験の受入れが可能な農業者のリスト化を進め、農業を通じた就労や社会参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

- ・ひきこもり当事者が多様な生き方を選択できるよう、ICTを活用した職業体験を行う機会を提供する支援を行います。

- ・就職氷河期世代のひきこもり当事者を対象に、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と福祉、保健等の関係機関が連携し、相談から就職までの一貫した支援を行います。

- ・ひきこもり当事者は、就労後も孤立感を感じる（「外ごもり」の状態になる）ことが少なくないことから、再びひきこもり状態に陥ることのないよう、当事者に寄り添った継続的な支援を行います。

- ・不登校等のため小学校、中学校に十分通えなかった方に対し、夜間学級体験教室「まなみえ」において、学習面に関する支援を行います。

⑥ 多様な担い手の育成・確保

○相談員・支援員の育成・確保

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、教育・保健・福祉・医療・雇用等のさまざまな分野でひきこもり支援に関わる方を対象にした「ひきこもり支援者スキルアップ研修」を実施します。

・市町における包括的な支援体制の整備に向けて必要な人材を確保するため、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う「相談支援包括化推進員」の人材育成を行います。

○ひきこもりサポーターの養成・派遣

・ひきこもり経験者やその家族をはじめ、ひきこもり支援に意欲・関心のある県民の方が、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援活動に参画する「ひきこもりサポーター」制度の創設を検討します。

○不登校児童生徒等を支援する人材の育成

・不登校児童生徒やその保護者への適切な支援を行うため、教育支援センターの指導員を対象に、事例検討等を中心とした専門的な資質向上を図る研修を実施するとともに、スクールカウンセラーを対象に、実践力向上のための研修を実施します。

(3) 切れ目のない包括的な支援体制の構築(別冊1 36,37 ページ)(補足資料参照)

ひきこもり支援に係る切れ目のない包括的な支援体制を構築するにあたっては、国・県・市町・民間団体等支援機関相互の連携とともに、福祉・保健・医療・雇用・教育という専門分野相互の連携という2つの要素が重要です。

基本的な支援体制の構築の方向性は、次のとおりです。

- ① ひきこもり当事者やその家族にとって身近な相談支援機関である市町における支援体制の整備を促進します。
- ② 三重県ひきこもり地域支援センターの専門相談機能を充実するため、支援対象年齢の引き下げ、相談方法の多様化などを検討するとともに、多職種連携チームを設置し、より専門性が求められるひきこもり当事者への訪問支援を充実します。
- ③ ひきこもり支援に係る関係機関相互の「顔の見える関係づくり」をより一層強化するため、「ひきこもり支援ネットワーク会議」について開催方法を工夫し、会議の活性化を図ることを検討します。
- ④ 県と市町の連携を強化するため、2～3圏域に広域支援機能を設ける方向で検討します。支援機能として、圏域版の「ひきこもり支援ネットワーク会議」の開催を通じて、市町において対応が困難な事案に係る事例検討、当事者の居住地に関わらず圏域内市町の当事者が利用できる居場所づくりの検討、家族教室の

開催、アウトリーチ支援員の派遣などを行うことを検討します。

(4) 計画の進行管理（別冊1 38～39 ページ）

3年後の目標（めざす姿）をもとに、取組の進捗状況を県民の皆さんに見える化し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを適切に回すため、目標を設定します。

本計画に取り組んだ成果をあらわす「計画全体の目標」と、目標値を設定しないものの「計画全体の目標」をフォローするうえで参考とする目標として「モニタリング指標」を設定し、計画的な進行管理を行います。

なお、目標の設定にあたっては、英国の孤独・孤立対策と同様、1つ1つの取組を指標そのものに結びつけるアプローチを行うことなく、「数字だけにとらわれない『緩やかな態度、姿勢』」に留意することとします。

<計画全体の目標>

- 「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合
- 「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合

<6つの取組方向ごとの目標（モニタリング指標）>

- ① 情報発信・普及啓発
 - ・ ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数
 - ・ SNSアカウントにおける投稿件数
- ② 対象者の状況把握・早期対応
 - ・ 市町における相談窓口および市町プラットフォームの設置・運営数
 - ・ 相談支援機関における新規相談件数
 - ・ 不登校児童生徒が、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた割合
- ③ 家族支援
 - ・ ひきこもり地域支援センターにおける専門相談件数
 - ・ 家族教室への参加者数
- ④ 当事者支援
 - ・ 多職種連携チームによる支援件数
 - ・ アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数
 - ・ 不登校支援アドバイザー等による訪問型支援の実施回数
- ⑤ 社会参加支援
 - ・ ひきこもり当事者のための居場所数
 - ・ 子どもの居場所数
 - ・ 民間施設（フリースクール等）が行う体験活動への支援回数

・地域若者サポートステーションにおける相談件数

⑥ 多様な担い手の育成・確保

・相談支援包括化支援員養成数

・ひきこもりサポーター制度の創設

3 今後のスケジュール

令和3年 12月18日

～

令和4年 1月17日

} パブリックコメント実施

2月上旬 社会福祉審議会で説明（中間案）

2月上中旬 推進委員会・庁内検討会議で協議（最終案）

3月15日 県議会常任委員会で説明（最終案）

計画の策定

計画策定の趣旨

- ひきこもりは「特別なものではなく、誰にでも起こりうるもの」
- いじめ、不登校、障がい、進学や就職の失敗、人間関係の悩み、家庭環境等様々な事情が関係
- 少子高齢化等社会構造の変化、価値観の多様化 → 複雑化・複合化、長期化・高齢化(8050問題等)
- 実態把握が不十分、社会資源の不足 → R2・相談支援機関、R3・民生委員・児童委員等実態調査の実施
- 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、深刻な課題に発展する可能性あり
- 市町における「重層的支援体制整備事業」の創設(R3)5市町で実施 → ひきこもり支援の基盤が整いつつある

「三重県地域福祉支援計画」
 みんな広く包みこむ地域社会 三重



ひきこもり支援に特化した計画の策定
 「誰一人取り残さない」地域共生社会の実現に向けて、
 ひきこもり支援を総合的に推進

都道府県レベルでは全国初

支援対象者

おおむね15歳以上(中学校卒業後)のひきこもり状態にある者およびその家族であって、支援を必要とする方

計画期間

令和4年度~令和6年度(3年間)

ひきこもり支援に係る課題

- ① 相談支援の充実・強化等：当事者やその家族を早期に支援につなげるための相談支援のあり方等
- ② 相談支援から社会参加等への段階的・継続的支援：当事者やその家族の意向や状況に寄り添った支援の必要性
- ③ 社会資源の活用と整備、包括的な支援体制づくり：関係機関の役割・連携のあり方、新たな居場所づくりの検討、市町における包括的な支援体制の方向性、地域特性をふまえた支援の方向性
- ④ ひきこもりに関する理解促進：ひきこもりに対するマイナスイメージや偏見の払拭
- ⑤ 多様な担い手の育成・確保：専門人材や当事者の気持ちに寄り添うことのできる担い手の育成・確保
- ⑥ ひきこもり状態を長期化させないための対応：福祉、保健、医療、雇用、教育の分野を超えた連携強化、潜在的な当事者へのアプローチの検討、先を急がない継続可能なアプローチの検討
- ⑦ 新型コロナウイルス感染症への対応：社会参加の意欲減退、支援が中断されることのない支援の検討

基本理念

将来のめざす社会像

誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会

3年後の目標(めざす姿)

県民の皆さんのひきこもりへの正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。

基本的な取組の方向性

- ① 情報発信・普及啓発：ひきこもりに関する正しい理解の促進、支援機関からの情報発信(情報を届けるアウトリーチ)、市町における相談窓口の明確化・周知等の促進
- ② 対象者の状況把握・早期対応：対象者への早期対応(潜在的な当事者へのアプローチも含む)適切なアセスメントの推進、教育相談の実施
- ③ 家族支援：家族への相談支援、家族会への支援
- ④ 当事者支援：当事者への相談支援、アウトリーチ(訪問型)支援の充実、当事者会の設置に向けた支援
- ⑤ 社会参加支援：集団の場への参加支援、段階的・継続的な社会参加への支援(就労支援を含む)
- ⑥ 多様な担い手の育成・確保：相談員・支援員の育成・確保、ひきこもりサポーターの養成・派遣
不登校児童生徒等を支援する人材の育成

施策展開にあたって重視すべき視点

- ① 「課題解決型支援」と「“つながり”を大切に作る伴走型の継続的な支援」の視点
- ② 「アウトリーチ(訪問型)支援」の視点
- ③ 「ひきこもり状態を長期化させない」視点
- ④ 「DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進」の視点
- ⑤ 「専門的支援」と「側面支援」の視点

2つのアプローチが車の両輪

計画の推進

多様な主体への期待

- 家庭：家族で抱えることなく、家族以外の「誰かに相談してもいいんだよ」という共通認識の広がり
- 地域：「ひきこもりは誰にでも起こりうるもの」であること、地域社会全体で支え合う機運の醸成
- 学校：ひきこもり状態の予兆となるケースの未然防止に向けた卒業前後の継続的なフォロー、切れ目のない支援の推進
- 民間支援団体：当事者やその家族が集団活動へ参加するきっかけとなる当事者団体や家族会の自主的な活動の活性化
- 医療機関：精神障がい等の疑いがある場合の医療機関への受診促進、適切なアセスメント、支援機関との緊密な連携
- 民間事業者：従業員へのひきこもりに関する正しい理解の広がり、当事者と支援事業者とのマッチング支援への協力

計画の進行管理

計画全体の目標

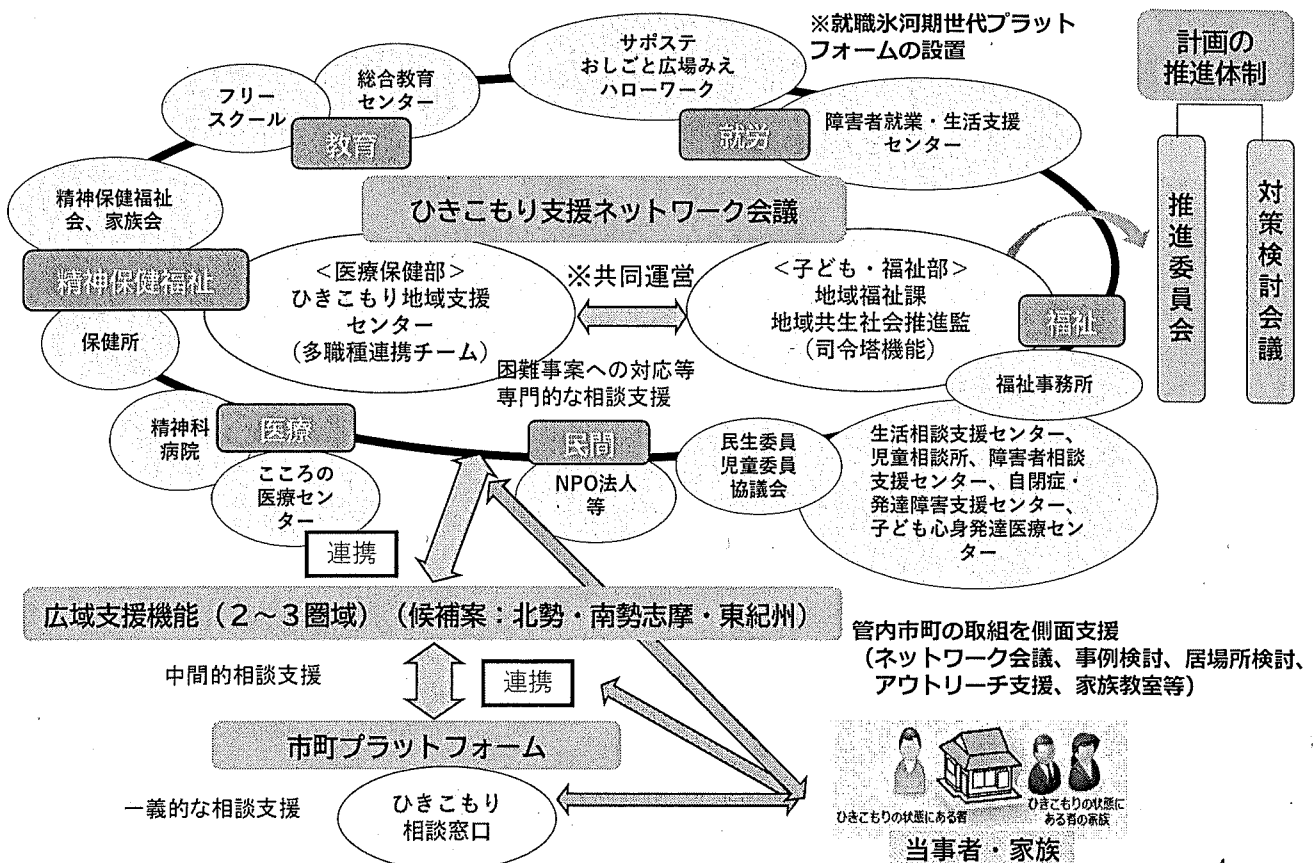
- 「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合
- 「ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援体制の整備が進んでいる」と考える相談支援機関の割合

6つの取組方向ごとの目標（モニタリング指標）

- | | |
|-----------------|--|
| ① 情報発信・普及啓発 | ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数
SNSアカウントにおける投稿件数 |
| ② 対象者の状況把握・早期対応 | 市町における相談窓口および市町プラットフォームの設置・運営数
相談支援機関における新規相談件数 |
| ③ 家族支援 | 不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合 |
| ④ 当事者支援 | ひきこもり地域支援センターにおける専門相談件数、家族教室への参加者数
多職種連携チームによる支援件数、アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数、不登校支援アドバイザー等による訪問型支援の実施回数 |
| ⑤ 社会参加支援 | ひきこもり当事者のための居場所数、子どもの居場所数
民間施設（フリースクール等）が行う体験活動への支援回数、地域若者サポートステーションにおける相談件数 |
| ⑥ 多様な担い手の育成・確保 | 相談支援包括化推進員養成数
ひきこもりサポーター制度の創設 |

3

県における支援体制の基本的な考え方（イメージ案）



4

2 障がい者スポーツの推進について

1 現状

三重とこわか大会（以下「大会」という。）に向けて、障がい者スポーツ競技団体や選手の育成、障がい者スポーツを支える指導員の養成に取り組んできた結果、すべての団体競技において出場チームが結成され、個人・団体競技ともに選手の育成が進むとともに、障がい者スポーツ指導員については、身近な地域でサポートする方から、専門的な指導ができる方まで、幅広い人材の養成が進みました。

また、選手発掘を目的とした初心者講習会の開催などの大会に向けた取組を通じ、人と人との新たなつながりが形成されたほか、選手自身が運営スタッフとして取組に参加することで、人間的な成長や社会参加の機会づくりにつながりました。

こうした取組を進めてきたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大会が中止となったところです。

2 課題

(1) 障がい者スポーツを支える体制づくり

大会に向け競技団体の結成や選手の発掘・育成、指導員の養成は一定程度進んだものの、取組が当事者（選手・指導員）にとどまっており、地域住民や企業など、県全体で障がい者スポーツを支える体制づくりが必要です。

(2) 選手や関係者の成果発揮の場づくり

大会を目標に練習に励んできた選手や関係者が、成果を発揮できる場がなくなり、次の目標を見出すことが難しいという声をいただいていることから、大会に代わる成果発揮の場づくりが求められています。

(3) 普及・啓発の強化

令和3年9月に実施したアンケートでは、「障がい者スポーツに関心がある」と答えた人の割合は56.1%と、令和2年度から6.7ポイント上昇しました。東京パラリンピックの影響が考えられますが、こうした関心の高まりを生かし、引き続き障がい者スポーツの普及・啓発を進める必要があります。

また、「関心がない」と答えた人の主な理由として「身近にかかわっている人がいない」「身近で行われていない」といった意見があることから、身近なところで障がい者スポーツに触れる機会を増やしていくことが大切です。

(4) 人材育成の強化

大会に向けて積み上げてきた選手の育成や支える人づくりの成果や、人と人のつながりを生かし、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に生かしていけるよう、次の目標となる機会の創出や人材の発掘・育成の支援を行う必要があります。

3 今後の取組

(1) 障がい者スポーツ支援拠点の構築

地域住民や企業など、県全体で障がい者スポーツを支える体制づくりの拠点として、「三重県障がい者スポーツ支援センター（仮称）」の設置に向けた検討を行います。

センターには、県民や企業等からの相談をワンストップで対応するコンシェルジュを配置し、支援を必要としている競技団体等と企業等とのマッチング、障がい者スポーツに関する情報提供や相談対応等を行うことを想定しています。

(2) 大会の代替大会等への支援、活躍の場づくり

大会を目標に練習に励んできた選手や関係者に成果を発揮いただく場として、代替大会が県内各地で順次開催されています。こうした代替大会の開催の支援や参加する選手・競技団体との連携を図っていきます。

また、団体競技の多くは、県内に対戦できるチームがないことから、全国障害者スポーツ大会の北信越・東海ブロック予選会のうち毎年2～3競技を県内に誘致し、選手や競技団体が県内で活躍できる機会をつくっていきます。

【参考：とこわか大会の代替大会】

競技	開催日	開催場所	参加者数
水泳	令和3年10月31日	鈴鹿市	15人
ソフトボール	令和3年12月5日	紀北町	3チーム
グランドソフトボール	令和3年12月5日	津市	3チーム
フットベースボール	令和3年12月5日	津市	3チーム
バレーボール（身体障害の部女子）	令和3年12月12日	伊賀市	3チーム
サッカー	令和3年12月12日	鈴鹿市	2チーム
バスケットボール	令和4年1月29日	津市	4チーム
フライングディスク	令和4年1月29日	津市	150人
ボウリング	令和4年2月5日	津市	80人
卓球（一般卓球）	令和4年2月6日	津市	60人
卓球（サウンドテーブルテニス）	令和4年2月6日	津市	20人
バレーボール（知的障害の部）	令和4年2月6日	亀山市	7チーム
車いすバスケットボール	令和4年2月13日	津市	3チーム
ポッチャ	令和4年2月19日	四日市市	30人
バレーボール（身体障害の部男子）	令和4年2月20日	津市	4チーム
バレーボール（精神障害の部）	令和4年2月20日	津市	3チーム

(3) 障がい者スポーツの普及・啓発

①インターネット等による情報発信

東京パラリンピックで高まった障がい者スポーツへの関心をさらに高めていけるよう、これまで発信してきた大会やイベント等の情報に加え、障がい者スポーツの競技や選手、競技団体等をインターネットで紹介し、誰もがいつでも情報を得ることのできる環境の整備に取り組みます。

さらに、県民の皆さんが障がい者スポーツを身近に感じていただけるよう、パラスポーツ選手を招いたフォーラム等の開催を検討します。

②体験会等を通じた普及・啓発

障がい者や障がい者スポーツへの理解を深めていけるよう、地域の小中学生を対象にした体験会を開催するなど、さまざまな機会をとらえて障がい者スポーツの普及・啓発を図ります。

また、障がいのあるなしに関わらず、ともにスポーツを楽しめる機会づくりを進めるとともに、障がいのある方が、身近な地域でスポーツにふれることのできる環境づくりを進められるよう、地域のスポーツ団体とのスポーツ交流会や合同練習会の開催を検討していきます。

(4) 障がい者スポーツに関わる人づくり

①競技団体や選手の育成・支援

大会に向けて競技団体の育成に取り組んだ結果、平成 23 年度末の 4 競技、4 チームから、平成 27 年度には、7 競技、12 チームに拡大し、全国障害者スポーツ大会で正式競技とされている全ての団体競技において三重県のチームが結成できました。今後も、令和 4 年度開催の第 22 回全国障害者スポーツ大会「いちご一会（いちえ）栃木大会」に向けて、引き続き初心者講習会や遠征費の補助を行い、選手の発掘・育成や競技団体の支援に取り組みます。

②スポーツ指導員の養成

大会に向けて指導員等の養成に取り組み、令和 2 年度には、障がいについて理解し、相応の指導ができる障がい者スポーツ指導員は 435 人となりました。今後も、県内で開催する北信越・東海ブロック予選会や三重県障がい者スポーツ大会の指導員・審判員として障がい者スポーツを支える人材の養成に引き続き取り組みます。

こうした取組を通じて、障がいのある方への理解がさらに深まり、障がいのあるなしに関わらず、誰もがスポーツを楽しみ、互いを理解・尊重しながら生きる共生社会の実現につながるよう、選手や関係団体等のご意見を聴きながら、障がい者スポーツを総合的に推進していきます。

3 子ども条例に基づく取組について

子ども条例は、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むことを定めた条例です。平成23年4月1日の施行から10年が経過したところであり、これまでの取組について検証を進めています。

1 これまでの取組

条例では、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりを進めるに当たって、県の施策の基本となる事項を第11条で定めており、また、子どもからの相談に対応する窓口の設置を第12条で定めています。これらの規定に基づいて次のとおり取組を進めてきました。

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供（第11条第1号）

- ・子ども条例の基本理念や条例に基づくさまざまな取組について、県民の方の理解を一層深めるためのチラシやリーフレットの作成・配布、講演会の開催等（講演会等の開催 平成23年度～令和2年度 計14回開催）
- ・新しく児童養護施設等に入所する子どもに対し、一人ひとりが守られる存在であること、施設での生活がどのようなものかなどを知ることができるようにする「子どもの権利ノート」の配布（平成23年度～令和2年度 計848人）

(2) 子どもが意見表明する機会の提供（第11条第2号）

- ・児童相談所職員等を対象にアドボカシーの研修を進め、アドボカシーの考え方を取り入れた子どもとの面談の実施
- ・県の施策に子どもの意見や思いなどを取り入れるために、小学校4年生から高校3年生までの子どもを対象にキッズ・モニターアンケートの実施（平成23年度～令和2年度 計78回実施、令和2年度末時点541人登録）

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援（第11条第3号）

- ・子ども自身が考え、工夫し、自分の夢を実現するために取り組む活動を応援する「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」の実施（平成30年度、令和元年度 計483グループ参加）
- ・子どもが主体となって自分の思いや考えを実現するため、企画・検討を行い、地域の大人とのふれあいや関わりを持ちながらイベントや活動を実施する「やるぞ！こども会議」の実施（平成23、24年度 計12回開催）

- (4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備（第11条第4号）
- ・子育て家庭を応援するため、市町と連携して地域人材を養成する「子育て・子育てマイスター養成講座」の開催
（平成27年度～令和元年度 延べ17市町、養成者306人）
 - ・「みえ次世代育成応援ネットワーク」と連携した「子ども（子育て）応援！わくわくフェスタ」の開催（平成23年度～令和元年度 計9回開催）
- (5) 子どもからの相談に対応する窓口の設置（第12条）
- ・悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもとともに状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力を回復して解決していくことができるように支える「こどもほっとダイヤル」の運営
（平成23年度～令和2年度 相談件数計16,555件）

2 これまでの取組の課題

(1) 子どもの権利について学ぶ機会の提供

子どもの権利が守られるためには、子どもの権利について、子ども自身を知ること、県民の皆さんが学ぶことが大切であると考え、周知・啓発に努めてきました。令和3年度のe-モニター調査結果では、子ども条例を知っている県民の割合は37.0%にとどまっており、一層の周知に取り組む必要があります。

(2) 子どもが意見表明する機会の提供

子どもの意見表明の機会の提供に努めてきたものの、キッズ・モニターの登録者数は令和2年度末時点で541人と限られた子どもの意見表明の場となっているため、より多くの子どもが意見を表明する機会が必要です。

(3) 子どもが主体的に取り組むさまざまな活動の支援

平成30年度より実施してきた「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」については、取組への応募者数が減少傾向にあるため、子どもがより活動しやすい仕組みづくりを進める必要があります。

(4) 子どもの育ちを支える人材育成、環境整備

子ども・子育て家庭を応援するさまざまな取組を進めている「みえ次世代育成応援ネットワーク」の参加企業・団体数は1,585と増加しました。「地域社会の見守りの中で子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は令和2年度の県民意識調査では56.2%と一定の効果はありましたが、さらに取組を活発にし、県民の方が子ども・子育て支援に参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

3 今年度の取組

条例の施行から10年が経過し、その間さまざまな取組を実施してきたものの、新型コロナウイルス感染症の影響など、子ども・子育て家庭をとりまく社会環境等の変化により、児童虐待やいじめなど以前から存在した子どもの権利にかかる課題が深刻化したり、ヤングケアラーなど新たな課題が顕在化しています。

こうした中、子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見を表明できるようになることが大切であり、これまで進めてきた取組を継続するとともに、子ども条例が施行 10 年を迎えることを契機として、子どもが自身の権利を知り、理解できるような取組を進めています。

また、コロナ禍では弱い立場にある人ほど強い影響を受けやすいことから、子どもがどのような影響を受けているのかを把握するため、子どもの意見や思いについての調査を実施しています。

さらに、条例の施行から 10 年の間に実施してきた各取組の成果や課題等について、専門家から意見を聴いて検証作業を進めています。

(1) 子ども条例 10 周年の取組

①子どもの権利ワークシートの作成・活用

子どもの権利について子ども自身が学ぶ機会を提供することを目的として、小学校の高学年（4～6年生）の子どもが、社会科、道徳、総合的な学習の時間、ホームルーム活動等で使用できるワークシートを作成しました。

・シートの内容

「児童の権利に関する条約」に定められた4つの柱である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について学んだうえで、生活の中で実際にそれらの権利が守られているかどうかをチェックすることで、子どもが当たり前だと思っていることも権利によって守られていると知ることができる内容としています。

また、学んだ内容について意見が表明できるようにしています。

・作成・配布について

ワークシートの作成・配布に当たっては三重県教育委員会（小中学校教育課、人権教育課）と連携し、市町教育委員会を通じて、県内の全ての公立小学校・義務教育学校に配布しました。

ワークシートを活用した小学校のうち、18校 585人からワークシートが返送されました。ワークシートには、「自分にも権利があることがわかった」「友達にも権利があることがわかった」などの記載があり、子どもも権利の主体であることの理解が進んでいます。

②デジタル絵本の作成

未就学から小学校低学年の子どもに対しては、ワークシートによって学ぶのではなく、文字を読むことができない子どもでも楽しく学ぶことができるように朗読や効果音が入ったデジタル絵本を作成・配布し、権利について理解し、人権感覚を身につけられるようにします。

・進捗状況

現在、子ども一人ひとりがかげがえのない大切な存在であることを理解できる内容で作成中であり、令和4年3月に完成予定です。完成後、みえこどもの城で開催予定の子ども条例10周年記念イベントにて披露するほか、県内の保育所、幼稚園、小学校等にDVDを配布し、授業等での活用を呼び掛ける予定です。

また、活用した時の感想やご意見をいただけるよう、アンケートフォームを添付します。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響について、子どもの思いを聴く機会の創出

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、子どもがどのような影響を受けたのか把握するため、「キッズ・モニターアンケート」を実施し、子どもの意見を聴き、今後の事業に反映することを進めています。

①聴取内容

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、突然の休校や学校行事の中止、部活動の休止や大会の中止など、子どもの生活にも大きな影響があった中で、「生活への影響」、「不安に感じることや不満に思うこと」、「周りの大人や学校、社会に対して望むこと」を質問しました。

②主な回答内容

○生活への影響

「友達と遊ぶ機会が少なくなった」、「運動する機会が減った」、「運動会や文化祭、大会などの学校行事が出来なかった」、「部活の大会や修学旅行、合宿等、思い出になるイベントがなくなった」等

○不安に感じることや不満に思うこと

「通常なら経験できていた学生生活の行事等が経験できない」、「ずっと行事が無くて普通の中学生活がよくわからない」、「大きくなった時、学校に行った人たちに比べて、休校の影響で困ることが増えるかもしれない」「オンライン授業のせいで、勉強の進みが対面授業より遅い」、「受験にどんな影響があるか心配」等

○周りの大人や学校、社会に対して望むこと

「感染が早く終息するような対策をとってほしい」、「子どもばかり我慢している気がする。大人もしっかり対策をとって欲しい」、「早く学校でちゃんと授業が受けたい」、「対策を考えて学校行事は実施してほしい」、「オリンピックはしていいのに学校行事はしてはいけないのは为什么呢」等

③施策への反映

アンケート調査には216人から回答がありました。学習の遅れや受験への影響を心配するものや行事の中止による体験機会の喪失を訴える声が多数あったことから、教育委員会に情報共有するとともに、子どもの居場所を拠点とした学習支援や、体験機会の充実などに取り組むこととしています。

(3) 子ども条例に基づく取組の検証

①検証目的

条例の施行から10年の間に実施してきた取組の成果や課題等について、専門家から意見を聴いて、今後の施策の方向性を検討します。

②検証体制

「三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会」の委員や「子ども条例」制定時の条例検討会議委員などから意見をいただき、今後の対応について検討を行います。

③検証スケジュール

いただいたご意見にかかる対応案を2月までにとりまとめ、2月会議において報告させていただく予定です。

4 対応方針

- ・現在実施している検証作業で明らかとなった課題については、今後策定する「みえ元気プラン」の検討に生かしていきます。
- ・今年度のキッズ・モニターアンケートや検証作業でいただいたご意見について、子どもの居場所を拠点とした支援体制の強化など、令和4年度事業に反映できるものについて反映していきます。
- ・子ども自身が権利の主体であることを自覚し、意見の表明ができるようになるため、今年度に作成したワークシートやデジタル絵本の活用を、引き続き学校や保育所・幼稚園等に呼び掛けます。

4 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和3年10月6日～令和3年11月21日)

(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年10月8日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置等の審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和3年10月19日
3 委員	会長 杉村 芳樹 委員 長谷川 正裕 他3名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	9名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
2 開催年月日	令和3年11月2日
3 委員	会長 松浦 直己 委員 青山 弘忠 他10名
4 諮問事項	1 部会の審議内容について 2 第二期三重県子どもの貧困対策計画及び第四期三重県ひとり親家庭等自立促進計画の進捗状況について（新型コロナウイルス禍における子どもを取り巻く環境の変化を踏まえて） 3 新型コロナウイルス禍における児童虐待対応について
5 調査審議結果	上記事項について、報告および意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県子ども・子育て会議認定こども園認可等部会
2 開催年月日	令和3年11月4日
3 委員	会長 田口 鉄久 委員 板庭 久美子 他2名
4 諮問事項	1 幼保連携型認定こども園の認可手続きについて 2 幼保連携型認定こども園の認可定員等について 3 幼保連携型認定こども園の設置認可申請調書について
5 調査審議結果	上記事項について、報告および意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和3年11月12日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童養護施設への措置の審議を行った。 今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和3年11月16日
3 委員	部会長 鍵山 雅夫 委員 奥野 敏 他1名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親20件、養子縁組里親6件、親族里親1件を新規里親認定し、養育里親1件、養子縁組里親1件を不認定とした。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和3年11月19日
3 委員	会 長 白石 葉子 委 員 安部 悦子 他8名
4 諮問事項	1 会長・副会長の選出について 2 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例及び施行規則の改正について 3 第4次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画(2019-2022)の取組及び次期計画について
5 調査審議結果	上記事項について、報告および意見交換を行った。
6 備考	

